

川間台自治会防犯カメラ設置及び管理運用基準案

(目的)

第一条 この基準は、川間台自治会が設置する防犯カメラの設置及び管理運用等の適正化を図るために必要な事項を定めることにより、川間台自治会員が清潔で快適な生活環境を実現するとともに、個人のプライバシーの権利を保護することを目的とする。

第二条 この防犯カメラは、ごみ・資源集積所に排出されるものに対し、区域住民全員が、野田市の定めた「ごみの出し方・資源の出し方」を遵守し、清潔な生活環境にすべく設置するものである。

(定義)

第三条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)防犯カメラ ルール違反ごみの排出予防を目的として、川間台自治会で管理するごみ・資源集積所を撮影するため固定して設置される映像撮影装置で、映像表示又は映像記録の機能を有するものを言う。

(2)映像 防犯カメラにより記録された映像であって、当該映像から特定の個人を識別することが出来るものを言う。

(基本原則)

第四条 防犯カメラの取扱いに関する基本原則は、次の通りとする。

- (1) 防犯カメラの設置及び管理運用は、その目的の達成に必要な範囲内で行う。
- (2) 防犯カメラの設置場所は、事前に、ごみ・資源集積所近傍の住民の了解を得て設置するものとする。
- (3) また、防犯カメラ設置を知らせる為、ごみ・資源集積所に看板を掲示し、周知する。

2 映像の取扱いに関する基本原則は、次の通りとする。

- (1) 映像は、ルール違反ごみが排出された場合に閲覧する。
- (2) 映像で、ルール違反者が特定される場合は、映像を野田市清掃計画課へ提出し、清掃計画課から特定者に対し、ルール違反ごみの引取り及びルールの徹底を行うものとする。
- (3) 映像は、法令等に基づく場合を除き、上記以外では閲覧を行わない。また、他提供はしないものとする。

(設置場所)防犯カメラは、ルール違反ごみの発生頻度及び自治会予算を考慮し、自治会にて設置する。

- 2 防犯カメラを設置する時は、自治会員の合意を得るとともに、ごみ・資源集積所近傍の会員宅等に設置する。
- 3 また、防犯カメラ設置に対し、事前に、ごみ・資源集積場に自治会防犯カメラ設置看板を掲示する。

(防犯カメラ稼働時間)

第五条 防犯カメラの稼働時間は、24時間とする。

(映像の保存期間等)

第六条 映像の保存期間は、録画日の翌日から起算して1週間とする。但し、ルール違反ごみ予防の為、特に必要があると判断した場合は、その期間を延長することが出来る。

2 前項の保存期間を終了した映像の消去は、新たな映像を上書きする方法により行う。

(管理責任者及び運用管理者)

第七条 防犯カメラの適正な管理及び運用を行うため、防犯カメラ管理責任者及び防犯カメラ運用責任者を置く。

2 防犯カメラ管理責任者は、川間台自治会長とし、次に掲げる事務を行う。

(1) 映像の保存及び取扱いに関すること。

3 防犯カメラ運用責任者は、川間台自治会廃棄物減量等推進員とし、次に掲げる事務を行う。

(1) 防犯カメラの設置場所の保守及び維持管理に関すること。

(2) 映像撮影装置の点検及び維持管理に関すること。

(3) ルール違反者が特定された場合、野田市への連絡・映像提供。

(映像の閲覧等)

第八条 防犯カメラ運用責任者は、ルール違反ごみが排出された場合、映像を閲覧し、その結果を防犯カメラ管理責任者へ報告しなければならない。

2 防犯カメラ管理責任者は、防犯カメラ運用責任者からの報告を受け、必要と判断した場合は、映像とともに、野田市へ提出し、改善依頼を行う。

(苦情処理の手続き)

第九条 住民等から防犯カメラに関する苦情の申出がなされたときは、防犯カメラ管理責任者が対応するものとする。

2 前項の場合においては、防犯カメラ管理責任者は、速やかに苦情の内容の把握及び事実調査を行い、苦情の処理にあたるものとする。

3 苦情内容により、自治会で対応が困難な場合は、野田市へ報告し、協力を得るものとする。

(守秘義務)

第十一条 防犯カメラ及び映像の取扱いにより知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

(補足)

第十二条 本基準内容は、野田市の承認のうえ制定されているので、野田市の法令改正等が生じた場合は、その都度、見直すものとする。